

## 都市再生特別措置法施行規則及び 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都再法」という。）第71条第1項第1号の規定により、一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）は、同号に掲げる方法により、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業に関して、金融支援の業務を行うことができることとされているところ、同号イ及びロにおいては、機構からの資金が支援対象事業に活用されることを確保するため、支援対象事業者を「専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等」に限定している（以下「SPC要件」という。）。

今般、建築費高騰に伴い事業費が増大したことにより、都市再生整備事業の事業リスクが拡大し、資金繰りが厳しくなっている状況であるため、都市再生整備事業の立ち上げを下支えし、その円滑な推進を図る必要があるが、SPCの組成及び維持には固有の費用及び事務負担が発生すること等を理由にSPC要件を満たすことができず、その結果、機構による支援を行うことができない事態も発生している。

これを踏まえ、機構による金融支援方法を追加するため、同号ホの規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号。以下「都再法施行規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある（※）。

※ 都再法第103条第1項第1号ホに基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域内の誘導施設等整備事業に対する金融支援及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第15条第1項第1号ホに基づく広域的地域活性化基盤整備計画における重点地区の区域内の拠点施設整備事業に対する金融支援についても同様の措置を講ずるため、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第74号。以下「広活法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）都市再生整備計画区域内の都市再生整備事業及び立地適正化計画における都市機能誘導区域内の誘導施設等整備事業に対する機構による金融支援方法の追加等（都再法施行規則第26条及び第46条の2関係）

支援対象事業者のSPC要件を緩和し、機構による金融支援方法として、認定整備事業等に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業等に係る財産と分別して管理する事業者に対する出資を追加することとするほか、所要の改正を行うこととする。

#### （2）広域的地域活性化基盤整備計画における重点地区の区域内の拠点施設整備事業に対する機構による金融支援方法の追加等（広活法施行規則第14条関係）

支援対象事業者のSPC要件を緩和し、機構による金融支援方法として、認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する事業者に対する出資を追加することとするほか、所要の改正を行うこととする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年3月末

施 行：令和6年4月1日（月）